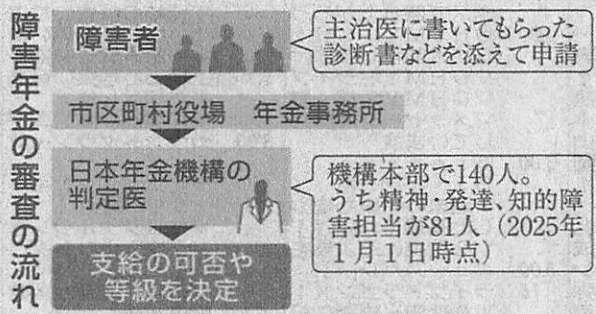
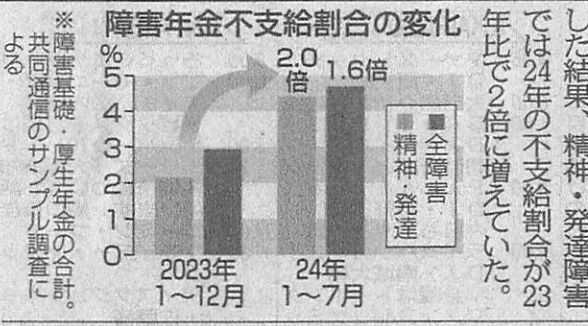


障害年金不支給

24年に割合増加

精神・発達障害は前年比2倍

病気やけがで一定の障害がある人が受け取れる国の障害年金を巡り、支給を申請しても「障害が軽い」として不支給と判定されるケースが2024年に増えた。複数の社会保険労務士の協力を得て、23年と24年で計2千件超の申請を集計した結果、精神・発達障害では24年の不支給割合が23年比で2倍に増えていた。



障害年金の受給者は約236万人(23年3月末現在)。判定機関である日本年金機構は取材に対し「審査方法などは変更しておらず、基準に基づき適正に判定している」と回答した。判定結果などの統計は毎年9月に公表しているとして、不支給割合が増えているかどうかは答えなかった。

共同通信は今年1月、障害年金の申請代行を専門に扱う社労士5人にデータの提供を依頼。審査は年金機構本部が一元的に行っており、地域の違いは影響しないが福島、群馬、愛知、兵庫、大分の5県で1人ずつとした。

5人が23年1~12月に扱った新規の支給申請は全体で1430件。うち不支給と判定されたのは2・9%だった。24年1~7月では申請917件のうち4・7%となり、1・6倍に増えていた。精神・発達障害に限ると、23年の不支給割合は2・2%だったが、24年は4・4%で2倍に増えた。一方、知的障害の不支給は23年がゼロで、24年も1件だけだった。社労士が代行せずに一般

の人が自分で申請しているケースを含めると、全体の不支給割合はもっと高いとみられる。

障害年金は年金機構の判定医が単独で書類審査を実施し、支給の可否を決める。身体障害は数値などで判定できるが、精神・発達障害は判定医の裁量で結果にばらつきが大きかったため、16年に年金機構が判定ガイドラインを導入した。